

週休2日工事実施要領

1 目的

昨今、建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

2 適用

令和6年4月1日以降に公告を行う工事から適用する。

3 対象工事

対象工事は次のいずれのかの方式を基本とする。

1) 週休2日工事【現場閉所】

現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。

工期設定支援システムを活用するなどして、週休2日による工期設定を行う。

2) 週休2日工事【交替制】

社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事については【交替制】に基づき休日確保を推進する（土木工事のみ）

ただし、緊急工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

なお、営繕工事については、北海道建設部が定める「営繕工事における週休2日工事実施要領」、通年維持業務委託は「公共土木施設維持管理業務における週休2日交替制業務の適用について」によるものとする。

週休2日による工期設定とは、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものである。

本要領に示す工事とは、以下の工事をいう。

【各工事の定義】

土木工事：下記漁港工事、営繕工事を除く土木工事（災害復旧工事含む）

漁港工事：漁港漁場関係工事の工種区分を適用した工事（災害復旧工事含む）

営繕工事：営繕工事の工種区分を適用した工事（建築、電気及び管工事）

4 実施要領

北海道建設部が定める「週休2日工事実施要領」、「営繕工事における週休2日工事実施要領」及び「公共土木施設維持管理業務における週休2日交替制業務の適用について」に準ずる。

ただし、営繕工事の経費補正については、土木工事（週休2日工事実施要領）に準じることとする。